

指定管理者候補者の選定結果について

宮代町福祉交流センター「陽だまりサロン」（平成28年度～平成32年度）の候補者について、次のとおり宮代町指定管理者候補者選定委員会において選定しました。

1 募集した施設

宮代町福祉交流センター「陽だまりサロン」
（宮代町字百間1105番地笠原小学校内）

2 申請団体

1 団体

特定非営利活動法人 きらりびとみやしろ

3 候補者に決定した団体

(1) 名称：特定非営利活動法人 きらりびとみやしろ

埼玉県南埼玉郡宮代町川端3-8-25

(2) 評価：303点／500点（標準点：250点）

理由：ボランティアや福祉作業所、学校との積極的な連携、利用者のニーズに合わせた取り組みは評価できる。

次期指定管理についても、これまでの実績をいかし、さらに堅実で充実した運営が期待される。

4 選定までの過程

(1) 募集要項、業務要求水準書の配布 平成27年9月1日～9月30日

(2) 申請書類の提出 平成27年9月24日～9月30日

(3) 選定委員会の開催

① 委員構成 町職員3名 識見者1名 公募1名

② 会議の経過

■第1回選定委員会（平成27年10月20日）

- ・募集要項及び業務要求水準書の確認
- ・選定方法について確認
- ・申請団体から申請内容の説明
- ・申請団体から事前質問に対する回答について説明
- ・ヒアリング審査 → 申請内容に関する質疑応答
- ・評価表に基づく評価及び候補者の選定に関する協議

③ 選定方法

第1回選定委員会において、各委員が21の評価項目（うち4項目は重点項目として評点2倍）について5段階[※]による評価を行い、各委員の採点結果を集計、分析し、協議の上、候補者を選定した。

- ・評価点数及び配点 合計100点満点（17項目×4点+重点4項目×8点）
重点項目の4つの評価項目については、評価点数を2倍としている。

※評価点数、配点

非常に劣る	劣る	普通（基準）	優れている	非常に優れている
0点	1点	2点	3点	4点

④ 選定（評価）の基準となる考え方

「宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条」より

- ・施設設置の目的が達成できること。
- ・利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- ・事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- ・事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- ・町民の声が反映される管理が行われること。
- ・宮代町のまちづくりの考え方に適合していること。
- ・安全管理の体制が整っていること。
- ・その他、施設の性質又は目的に応じて定める基準に適合していること。